

寝屋川市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 31 日

寝屋川市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	5
1	森林整備の現状と課題	5
2	森林整備の基本方針	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16
3	作業路網の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
第8	その他必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
III	森林の保護に関する事項	16
第1	鳥獣害の防止に関する事項	16
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	16
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	16
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	16
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	放置竹林の対策の方法	17
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
6	その他必要な事項	17
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	17
1	保健機能森林の区域	17
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
V	その他森林の整備のために必要な事項	18

1	森林経営計画の作成に関する事項	18
2	生活環境の整備に関する事項	18
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	18
4	森林の総合利用の推進に関する事項	18
5	住民参加による森林の整備に関する事項	18
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7	その他必要な事項	19

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

寝屋川市は、大阪府の中央部大阪市から淀川に沿って、北東部に位置しており、地形的には東部丘陵地帯と西部平坦地に大別できる。丘陵地帯は生駒山系の一部で、西に向かって緩やかに傾斜している。また、生駒山系を源として数多くの支流が発達しており、たち川、打上川等は山麓部に扇状地を形成し、寝屋川に流入している。

寝屋川市の総面積は、2,473haであり、うち森林の面積は9haで市域面積の0.4%である。森林の現況は、大部分が雑木等からなる天然林が主体となっている。

寝屋川市の区域は、大阪市の後背部にあたるほぼ全域が都市計画区域となっており、市街化区域が86.9%(2,149ha)にも及んでいる。このため、住宅開発や公共用途等の都市的な圧力が常に森林に及んでいることなどもあり、本地域の森林については林業的な位置づけが難しく、むしろ環境保全や文化・教育、自然とのふれあいの場としての役割が高くなっている。

よって、本市の森林は、広く市民が快適な環境を享受しており、また、一部は史跡等と一体となって潤いのある自然景観として重要な役割を果たしており、森林の公益的機能が発揮されるよう整備を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

- 府内や近隣府県でも複数の木質バイオマス発電施設の整備が進んでいることから、燃料としての需要拡大が見込まれる木質チップ材に対して、未利用間伐材の活用を促進する。
- 工務店や設計士等と連携した内装材としての活用や、市の木材利用基本方針に基づき公共施設の木質化を推進する。
- ハザードマップの作成や地域住民とのパトロールなどを通じ、地域住民の減災意識を高めるソフト対策を実施する。
- 生物多様性の保全のため、国の補助制度を活用し、地域住民、森林所有者が協力して行う里山保全・再生の取組を支援する。また、択伐施業等による複層林化や針広混交林化を図るなど、多様な生き物が生息できる空間の創出を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林機能ごとの望ましい姿は下記のとおりである。

○快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力が高く防音、防風機能の高い森林や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林。

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林であって、必要に応じて

保健活動に適した施設が整備されている森林。

○文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

寝屋川市には林業を営む生産者及び森林組合は存在せず、木材生産の場としての森林ではなく、里山に残されたクヌギ等の雑木林からなる天然林が主である。これらは、基本的には広く市民が快適な環境を享受する森林として位置づけられるが、一部には史跡等の文化機能と一体となった自然景観を形成しており、また、市民が身近な自然とのふれあう場として重要な役割を果たしているため、森林空間の確保を主眼に、花木の植栽などによる景観林への誘導や森林の荒廃を予防する必要がある。ついては、市域の森林面積の大部分を占める「快適環境形成機能」を主体に、「保健・レクリエーション機能」「文化機能」としての役割にも配慮し、各機能に応じた整備を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
寝屋川市	40年	45年	35年	45年	10年	15年

(注)指標として掲げたものであり、伐期齢に達した時点で伐採を促すものや、義務付けるものではない。

主要樹種ごとに上表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特

性苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定める。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。なお、立木の伐採に際しては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制度について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制度について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

なお、必要に応じて郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選定する。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本／ha）	備 考
スギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒノキ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	

注) 植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000 本/ha、ヒノキ：1,500 本/ha を下限とする。

多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林とならないよう留意する。また景観の保全や特定動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともにコンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項を次のように定める。

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。 枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に植栽する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ）を次のように定める。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

(注)ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

(2) 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表

処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後 2～3 年以内に優勢な萌芽を 3 本程度残すよう芽かきを行う。

ウ その他天然更新の方法

特になし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	中仕立	3, 0 0 0	1 6	2 1	3 1	(4 0)	注2	
	密仕立	4, 0 0 0	1 6	2 0	2 4		注2	
ヒノキ	中仕立	3, 0 0 0	1 8	2 3	3 5	(4 5)	注2	
	密仕立	4, 0 0 0	1 8	2 3	2 9	3 5	注2	

(注1) () は長伐期大径材生産を目標とした場合。

(注2) 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行い、除伐後、樹冠が過密状態になったとき第1回目を行い、伐期までに2～4回行うものとする。間伐率は本数割合で2～3割程度(初回は3割程度)とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		

(注) △は必要に応じて行う。

ア 下刈り： 上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜けきる時期まで1～2回行い、実施時期は6月上旬～9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐： 下刈り後3～5年間は、つる切及び伐除を行う。

除伐は、目的樹種の生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象として、発育不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し生育させる。

ウ 枝打ち： 林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実施時期は11月～3月とする。

エ その他必要な事項： 病虫害の被害が発生した場合には、早期駆除に努めること。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり

イ 施業の方法

別表2のとおり

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり

イ 施業の方法

アの森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（ただしコナラを除く）※
全域	80年	90年	70年	90年	20年	30年

※ 「コナラを除く」のは、コナラの大径木がナラ枯れ被害を受けやすいことから、ナラ枯

れ予防の観点から長伐期施業はふさわしくないため。

市街地に囲まれた区域にあって、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成しており、人為干渉によって長期にわたり林相が維持されてきている森林であって、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理されている森林であることから、森林保全のために必要に応じて人為による植生等の復元を図り、伐採種は択伐あるいは小規模皆伐を原則とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表 1 のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市内全域（下記森林を除く。）	7
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	熱田神社 石宝殿古墳 国守神社	0.3 1.5 0.2
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

【別表２】

施業の方法		森林の区域	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	—
長伐期施業を推進すべき森林		市内全域	9
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし

4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

- 3 作業路網の整備に関する事項
該当なし

- 4 その他必要な事項
該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
大阪府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新規就労の円滑化や起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍、定着等に努める。
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
該当なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
森林病虫害発生の予防と被害の拡大を防ぐため、森林所有者をはじめとした地域住民に対して啓発活動を行い、地域と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

(2) その他

森林の巡視や広報等を行い、森林病虫害等による被害の未然防止と被害の軽減に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置や個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとともに、地元消防署や消防団との連携強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 放置竹林の対策の方法

近年、里山林や人工造林地などに竹が侵入し、従来の植生を破壊するなど、森林の持つ多面的機能や生物多様性の低下、山腹崩壊等を引き起こす放置竹林の拡大が問題となっている。放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し企業、NPO等による竹林整備を促進するとともに、竹資源の新たな活用策について検討するなど、利用促進に努める。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
太秦中町	熱田神社	0.3		0.3				3
打上元町	石宝殿古墳	1.5		1.5				153

明和二丁目	国守神社	0.2		0.2				5
-------	------	-----	--	-----	--	--	--	---

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
人工林施業、管理、植栽	人工林施業を行う場合には、1伐区当たりの面積を小規模に抑えること、また、伐区を分散すること等により、当該機能が低下しないように配慮する。また、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は択伐あるいは小面積の皆伐とする。 管理にあたっては、多様な樹種や郷土樹種を主とした林木が、適当な間隔で配置されるように配慮する。 植栽にあたっては、多様な動植物が生息できる良好な環境を保全するため、適正な維持管理に努める。また、必要に応じて森林保健施設の整備を図る。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当なし

4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項
該当なし

2 生活環境の整備に関する事項
該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項
該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民の共有財産としての森林を充実させるためには、林業生産活動を活発化させる必要があるものの、森林が都市部に位置していること等もあり、産業としての林業は非常に成り立ちにくい環境にある。一方、市民は森林が有している有形無形の恩恵にあずかることで、快適な生活環境を享受している面も多く、森林所有者のみならず市民の協力を得ながら森林の整備を図る。

(2) 上下流連係による取り組みに関する事項

市民に対して森林・林業に関するPRを行い、森林体験学習会の開催、森林パトロール及び森林ボランティア等の制度について検討する。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、府等の指導機関との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 自然とのふれあいの場の整備

府営寝屋川公園の整備との連携を保ち、防災・景観に配慮した森林の整備を行い、市民のスポーツ・レクリエーションの場としての運動公園づくりを進め、市民の憩いの場としての機能の向上を図る。

(3) 風致の維持を図るべき森林の整備

名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値付けられているような風致保安林については、府等の関係者と協力してその維持に努めることとする。

(4) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとする。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障の来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及びず影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

付属資料：市町村森林整備計画概要図

参考資料

○計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在（林小班）
該当なし	該当なし	該当なし

用語の解説

《カ行》

かいばつ

皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種

かんばつ

間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

きたいせいりつほんすう

期待成立本数：ある林齢において生育し得る最大の立木本数として想定される本数

《サ行》

しじょう

枝条：樹木の支幹（大枝：力枝ともいう）と枝との総称

したがり

下刈：植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

じゅかん

樹冠：樹木の枝と葉の集まり。樹種によって樹冠の形状が異なるため、樹種の識別がしやすい

しゅばつ

主伐：次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採

じよばつ

除伐：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施

じんこうぞうりん しよくりん

人工造林（植林）：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること

しんりんせいび

森林整備：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること

しんりんせぎょう

森林施業：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

せいぶつたようせい

生物多様性：生物が多く、種に分化し、その類似の程度が一様でない現象。現在の生物が示している空間的な広がりだけでなく、これまでの進化や絶滅という時間的な変化も含む幅広い概念。生態系における種組成の多様さとその機能との相関関係によって自然環境は安定に保たれている。

《タ行》

たくばつ

択伐：森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種

ちやうばつきせきやう

長伐期施業：通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業

《ハ行》

ばつき

伐期：樹木を伐採する時期のこと。

ほあんりん

保安林：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される

ほいく

保育：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称

《ラ行》

りゅうぼく

立木：土地に生育する個々の樹木

りゅうぼくど

立木度：現在の立木本数を期待成立本数で割り、十分率で表した値

りんれい

林齢：樹木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える

ろもう

路網：森林内にある林道や作業道などの総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。